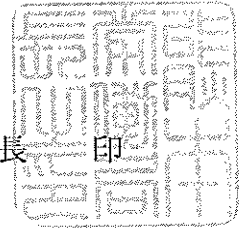


熊労発基 0313 第 1 号

平成 30 年 3 月 13 日

(一社) 熊本県建設業協会長 殿

熊本労働局長 印



熊本労働局第 9 次粉じん障害防止総合対策の推進について

貴職におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、労働安全衛生行政の推進につきまして、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、粉じん障害の防止に関しましては、粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令第 18 号。）が全面施行された昭和 56 年以降、これまで、8 次にわたり、粉じん障害防止総合対策を推進してきたところです。

その結果、昭和 55 年当時、6,842 人であったじん肺新規有所見労働者の発生数は、その後大幅に減少し、平成 28 年には 122 人となりました。熊本県内においても、現在では、現存する事業場からのじん肺新規有所見労働者の発生はほとんどみられない状況になっています。

しかしながら、じん肺新規有所見労働者は依然として発生しており、業種や職種を問わず、粉じんばく露の防止に効果的な対策である呼吸用保護具の適正な使用を推進するとともに、粉じんの有害性と対策の必要性の認識を喚起する必要があること。

また、屋外における岩石・鉱物の研磨作業等や屋外における鉱物等の破碎作業をはじめ、呼吸用保護具の使用を要する作業を追加する改正が複数なされているところであり、これらの改正内容の確実な実施について周知を図る必要があること。引き続きい道等建設工事に係る粉じん障害防止対策に取り組む必要があること。事業者が行うじん肺健康診断についても着実に実施されるよう取り組むことが必要であること。

更には、熊本地震後の解体作業等建設作業における粉じん障害防止対策、アーク溶接作業や岩石等の裁断等の作業に係る粉じん障害防止対策、金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策、採石業における粉じん障害防止対策等の推進を図る必要があること等から、引き続き粉じんばく露防止対策を推進することが重要です。

このため、別添のとおり熊本労働局第 9 次粉じん障害防止総合対策を策定し、推進することと致しました。

つきましては、貴団体におかれましても、本総合対策の趣旨を御理解いただき、会員その他関係事業場に対し本対策の周知を図るとともに、対策のうち、「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」の実施の指導について、特段の御配慮を賜りますようお願い致します。

第9次粉じん障害防止総合対策

第1 目的

粉じん障害の防止については、これまで8次にわたり総合対策を策定し、継続的に実施してきたところである。

本総合対策においては、これまでの推進状況及び法令改正を踏まえ、当該対策の重点事項を定めるとともに、今後事業者が特に実施すべき措置として「粉じん障害を防止するために事業者が重点的に講ずべき措置」（以下「講ずべき措置」という。）として示し、その周知及び当該措置の実施の徹底等を図ることにより、粉じん障害防止対策のより一層の推進を図ることを目的とする。

第2 推進期間

平成30年度から平成34年度までの5か年とする。

第3 重点事項

じん肺新規有所見労働者は依然として発生しており、引き続き粉じんばく露防止対策を推進することが重要であり、1点目として、業種や職種を問わず、粉じんばく露の防止に効果的な対策である呼吸用保護具の適正な使用を推進するとともに、粉じんの有害性と対策の必要性の認識を喚起する必要がある。

2点目として、屋外における岩石・鉱物の研磨作業等や屋外における鉱物等の破碎作業をはじめ、呼吸用保護具の使用を要する作業を追加する改正が複数なされているところであり、これらの改正内容の確実な実施について周知を図る必要がある。

3点目として、引き続きずい道等建設工事に係る粉じん障害防止対策に取り組む必要がある。

また、4点目として、事業者が行うじん肺健康診断についても着実に実施されるよう取り組むことが必要である。

加えて、熊本地震後の解体作業等建設作業における粉じん障害防止対策、アーク溶接作業や岩石等の裁断等の作業に係る粉じん障害防止対策、金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策、採石業における粉じん障害防止対策等の推進を図る必要があることから、上記4点の重点事項に加え、以下の粉じん障害防止対策を推進する必要がある。

上記を踏まえ、次の事項を重点とする。

- (1) 屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくはばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策
- (2) ずい道等建設工事に係る粉じん障害防止対策
- (3) 粉じん作業の内容に適した呼吸用保護具の使用徹底
- (4) じん肺健康診断の着実な実施
- (5) 解体作業等建設作業における呼吸用保護具の適正使用及び散水、湿式工具等による発じん抑制対策の実施
- (6) 採石業における適切な呼吸用保護具の使用徹底

第4 実施事項

1 集団指導、個別指導及び監督指導等の実施

集団指導、個別指導、監督指導等の各種行政手法を効率的に組み合わせ、「講ずべき措置」をはじめとして、粉じん則及びじん肺法の各規定に定める措置の必要な

事項について、効果的に周知徹底を図る。特に、重点事項である「粉じん作業の内容に適した呼吸用保護具の使用徹底」及び「じん肺健康診断の着実な実施」について重点的に指導を行い、じん肺健康管理実施状況報告が未提出の事業場に対しては提出を指導する。

また、監督指導の結果、重大・悪質な法令違反が認められた場合は、司法処分として送検することを含め、厳正な措置を講じる。

さらに、事業者に対して健康管理手帳制度を周知すること等により、離職するじん肺有所見労働者に対する健康管理対策の推進を図るとともに、健康管理手帳交付対象者に対して当該手帳交付時に、健康管理に係る留意事項等を十分指導する。

2 計画の届出の徹底、適正な審査及び実地調査の実施

労働安全衛生法第 88 条（粉じん障害防止規則（以下「粉じん則」という。）別表第二第 6 号及び第 8 号に掲げる特定粉じん発生源を有する機械又は設備並びに同表第 14 号の型ばらし装置、粉じん則第 4 条及び第 27 条第 1 項ただし書の規定により設ける局所排気装置又はプッシュプル型換気装置等）に基づく計画の届出の徹底を図り、その適切な審査及び実地調査により、作業環境の適正保持を指導する。

また、「ずい道等の建設等の仕事」に係る計画の届出がなされた際には、平成 12 年 12 月 26 日付け基発第 768 号の 2「ずい道等建設工事における粉じん対策の推進について」において示された「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（以下「ずい道等ガイドライン」という。）に沿った計画となっているか確認し、必要な指導を行う。

3 電動ファン付き呼吸用保護具の使用勧奨

電動ファン付き呼吸用保護具は、粉じん則等において、特定の作業に労働者を従事させる場合に使用させることが義務付けられているが、電動ファン付き呼吸用保護具は、防じんマスクと比べて、一般的に防護係数が高く、身体負荷が軽減されるなど労働者の健康障害防止の観点からより有用であり、当該特定の作業以外においても、その使用が望ましいことから、上記 2 の審査、指導時等あらゆる機会を通じて、事業者に対して電動ファン付き呼吸用保護具の使用について勧奨する。

4 関係団体等に対する指導等の実施

(1) 労働災害防止団体、事業者団体等に対する指導・要請等

労働災害防止団体、関係事業者団体等を通じて、その構成事業場に対し、「講ずべき措置」や、じん肺法及び粉じん則に定める措置の内容及び健康管理手帳制度の周知を徹底する。

(2) 粉じん障害防止総合対策推進強化月間等を通じた啓発活動の実施

① 粉じん障害防止総合対策推進強化月間

粉じん障害防止対策を効果的に推進するためには、粉じんの有害性及び粉じん障害防止対策等に関する関係者の意識を高揚させ、自主的な粉じん障害防止対策の実施の活性化を図ることが重要である。

このため、全国労働衛生週間準備期間の 9 月を「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」とし、関係団体等に対し、構成事業場へのパトロールの実施等、当該月間中において、粉じんばく露防止対策に関する意識高揚等を目的とする各種行事の開催を要請する。

また、強化月間中に、粉じん障害防止重点の監督指導、個別指導を実施する。

② 粉じん対策の日

粉じん作業を行う事業場に対し、呼吸用保護具の点検、局所排気装置等の点検、たい積粉じん除去のための清掃等を定期的の実施させ、その定着を図るため、事業場毎に「粉じん対策の日」を設定するよう指導する。

5 ずい道等建設工事の発注者に対する要請の実施

ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策の実効を期するためには、工事発注者が粉じん障害防止対策の重要性を理解し、必要な措置を講ずることが重要である。

このため、国の出先機関及び地方公共団体等との間の建設工事関係者連絡会議等を通じて、ずい道等ガイドラインに基づく対策を実施するための措置について要請を行うとともに、建設業労働災害防止協会が、最近の新たな技術の動向も踏まえて旧版に替わり策定した「新版ずい道等建設工事における換気技術指針」（平成 24 年 3 月）についても、必要に応じ参照するよう周知する。

また、全国トンネルじん肺根絶訴訟弁護団と国との間で締結された「トンネルじん肺防止対策に関する合意書」に基づき、平成 20 年に改正されたトンネル工事の積算基準では、1 日 8 時間労働、4 週 8 休をベースとしていることから、この積算基準に基づいて発注した工事については、恒常的な時間外労働を組み込んだ施工等が行われていないか発注者として徹底した管理・確認を行うよう要請する。

6 中小規模事業場への支援

中小規模事業場に対しては、熊本産業保健総合支援センター又は地域産業保健センターにおける相談事業（事業場訪問を含む。）等の活用を図るよう指導する。

また、粉じん対策指導委員等による必要な技術的援助を行う。

粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置

第1 趣旨

事業者は、粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則(昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。)及びじん肺法(昭和35年法律第30号)の各規定に定める措置等を講じなければならない。また、これらの措置はもとより、より防護係数の高い呼吸用保護具の使用等、粉じんによる健康障害防止のための自主的取組を推進することが望まれる。

じん肺所見が認められる労働者数は減少しているものの、じん肺新規有所見労働者は依然として発生しており、引き続き粉じんばく露防止対策を推進することが重要である。

このため、業種や職種を問わず、粉じんばく露の防止に効果的な対策である呼吸用保護具の適正な使用を推進するとともに、粉じんの有害性と対策の必要性の認識を喚起する必要がある。特に近年の粉じん則及びじん肺法施行規則(昭和35年労働省令第6号。以下「じん肺則」という。)の改正においても、屋外における鉱物破碎作業と屋外における岩石・鉱物の研磨作業等・ばり取り作業や屋外における鉱物等の破碎作業をはじめ、呼吸用保護具の使用を要する作業を追加する改正が複数なされているところであり、これらの改正内容の確実な実施について周知を図る必要がある。

引き続き、ずい道等建設工事に係る粉じん障害防止対策に取り組む必要がある。

また、じん肺所見が認められる労働者に対して、適切に健康管理措置を進めていくためには、事業者が行うじん肺健康診断についても着実に実施されるよう取り組むことが必要である。

さらに、離職時又は離職後にじん肺所見が認められる労働者の健康管理を引き続き推進する必要がある。

加えて、熊本地震後の解体作業等建設作業における粉じん障害防止対策、アーク溶接作業や岩石等の裁断等の作業に係る粉じん障害防止対策、金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策、採石業における粉じん障害防止対策等の推進を図る必要がある。

第2 具体的実施事項

1 アーク溶接作業及び岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策

- (1) 屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業に係る粉じん障害防止対策
事業者は、屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業が呼吸用保護具の使用義務の対象作業となっていることから、これらの作業に労働者を従事させる場合には、呼吸用保護具の使用を徹底すること。

また、事業者は、屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業に従事する労働者は有効な呼吸用保護具を使用すること等の周知徹底を図るため、その要旨を記したものを、屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業を行う作業場の見やすい場所への掲示、粉じん障害防止総合対策推進強化月間及び粉じん対策の日を活用した普及啓発等を実施すること。

なお、事項の周知徹底については衛生委員会等も活用すること。

- (2) 屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策

事業者は、屋外における鉱物等の破碎作業が呼吸用保護具の使用義務の対象作業となっていることから、これらの作業に労働者を従事させる場合には、呼吸用保護具の使用を徹底すること。

また、事業者は、屋外における鉱物等の破碎作業に従事する労働者は有効な呼吸用保護具を使用すること等の周知徹底を図るため、その要旨を記したも

のを、屋外における鉋物等の破碎作業を行う作業場の見やすい場所への掲示、粉じん障害防止総合対策推進強化月間及び粉じん対策の日を活用した普及啓発等を実施すること。

なお、事項の周知徹底については衛生委員会等も活用すること。

(3) 局所排気装置、プッシュプル型換気装置等の普及を通じた作業環境の改善

事業者は、屋内でアーク溶接作業を行う場合、粉じん則第5条に基づき、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならないこと。

この措置に当たっては、より効果的に粉じんの発散防止を図るため、局所排気装置、プッシュプル型換気装置、ヒューム吸引トーチ等が望ましいため、その使用を推進すること。

(4) 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な選択、使用の推進

事業者は、労働者に有効な呼吸用保護具の使用の必要性について教育を実施し、次の措置を講じること。

ア 保護具着用管理責任者の選任

作業場ごとに、「保護具着用管理責任者」を、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者等労働衛生に関する知識、経験等を有する者から選任すること。

イ 呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守管理の推進

平成17年2月7日付け基発第0207006号「防じんマスクの選択、使用等について」に基づき、「保護具着用管理責任者」に対し、次の適正な選択、使用及び保守管理を行わせること。

① 呼吸用保護具の適正な選択、使用、顔面への密着性の確認等に関する指導

② 呼吸用保護具の保守管理及び廃棄

③ 呼吸用保護具のフィルタの交換の基準を定め、フィルタの交換日等を記録する台帳を整備すること等フィルタの交換の管理

また、顔面とマスクの接地面に皮膚障害がある場合等は、漏れ率の測定や公益社団法人日本保安用品協会が実施する「保護具アドバイザー養成・確保等事業」にて養成された保護具アドバイザーに相談をすること等により呼吸用保護具の適正な使用を確保すること。

ウ 電動ファン付き呼吸用保護具の活用について

電動ファン付き呼吸用保護具は、防じんマスクと比べて、一般的に防護係数が高く、身体負荷が軽減されるなど労働者の健康障害防止の観点からより有用であることから、じん肺法20条の3の規定により粉じんさらされる程度を低減させるための措置の一つとして、電動ファン付き呼吸用保護具を使用すること。

なお、電動ファン付き呼吸用保護具を使用する際には、取扱説明書に基づき動作確認等を確実に行った上で使用すること。

(5) 健康管理対策の推進

ア じん肺健康診断の実施の徹底

事業者は、じん肺法に基づき、じん肺健康診断を実施し、毎年じん肺健康管理実施状況報告を提出すること。また、労働者のじん肺健康診断に関する記録の作成に当たっては、粉じん作業職歴を可能な限り記載し、作成した記録の保存を確実にすること。じん肺健康診断の結果に応じて、当該事業場における労働者の実情等を勘案しつつ、粉じんばく露の低減措置又は粉じん作業以外の作業への転換措置を行うこと。

イ じん肺有所見労働者に対する健康管理教育等の推進

事業者は、じん肺有所見労働者のじん肺の増悪の防止を図るため、産業医等による継続的な保健指導を実施するとともに、平成9年2月3日付け基発第70号「じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン」の周知・普及に

ついて」において示された「じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン」（以下「健康管理教育ガイドライン」という。）に基づく健康管理教育を推進すること。

さらに、じん肺有所見労働者は、喫煙が加わると肺がんの発生リスクがより一層上昇すること、一方、禁煙により発生リスクの低下が期待できることから、事業者は、じん肺有所見労働者に対する肺がんに関する検査の実施及びじん肺有所見労働者に対する積極的な禁煙の働きかけを行うこと。

(6) じん肺に関する予防及び健康管理のための教育の徹底

事業者は、常時粉じん作業に従事する労働者に対して、じん肺法第6条に基づき、じん肺に関する予防及び健康管理のために必要な教育（粉じん則第22条に定める特別教育の科目に準じたもの）を実施しなければならない。

2 金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策

(1) 特定粉じん発生源に対する措置の徹底等

事業者は、金属等の研磨作業に係る特定粉じん発生源（粉じん則別表第2に掲げる箇所をいう。以下同じ。）については、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置の設置の措置等を講じるとともに、粉じん則第10条に基づき、除じん装置を設置すること。

(2) 特定粉じん発生源以外の粉じん作業に係る局所排気装置等の普及を通じた作業環境の改善

事業者は、屋内で手持式又は可搬式動力工具を用いて金属等の研磨作業を行う場合には、第2の1の(2)と同様の措置が望ましいため、その実施を図ること。

(3) 局所排気装置等の適正な稼働並びに検査及び点検の実施

ア 局所排気装置等における検査・点検責任者の選任

事業者は、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は除じん装置のそれぞれの設備ごとに、局所排気装置等の定期自主検査者講習を修了した者から「検査・点検責任者」を選任すること。

イ 局所排気装置等の検査及び点検の実施

事業者は、選任した「検査・点検責任者」に対し、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は除じん装置について、定期自主検査及び点検を行わせるとともに、当該検査・点検の結果に基づく補修等の必要な措置を講じること。

(4) 作業環境測定の実施及びその結果の評価に基づく措置の徹底

事業者は、粉じん則第26条及び第26条の2に基づき、作業環境測定を実施するとともに、作業環境評価基準（昭和63年労働省告示第79号）に基づき評価し、第3管理区分又は第2管理区分に区分された作業場については、施設、設備、作業工程及び作業方法の点検を行い、その結果に基づき、作業環境を改善するために必要な措置を講じること。

(5) 特別教育の徹底

事業者は、特定粉じん作業（粉じん発生源が特定粉じん発生源である粉じん作業をいう。）に常時従事する労働者に対し、粉じん則第22条に基づき、特別教育を実施すること。

(6) 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進

局所排気装置等の設置を要しない場合には、事業者は、第2の1の(4)と同様の措置を講じること。

(7) たい積粉じん対策の推進

ア たい積粉じん清掃責任者の選任

事業者は、粉じん則第24条に基づく粉じん作業を行う場所の清掃を行う責任者

として、「たい積粉じん清掃責任者」を選任すること。

イ たい積粉じん除去のための清掃の推進

事業者は、選任した「たい積粉じん清掃責任者」の指揮の下で、毎日の清掃及び1月に1回以上、定期的に、たい積粉じん除去のための清掃を行わせること。

3 ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

(1) ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインに基づく対策の徹底

ア 事業者は、「ずい道等ガイドライン」に基づくその措置を講じること。

また、必要に応じ、建設業労働災害防止協会の「新版ずい道等建設工事における換気技術指針」（平成24年3月）も参照すること。

特に、次の作業において、労働者に使用させなければならない呼吸用保護具は電動ファン付き呼吸用保護具に限られることに留意すること。また、その使用に当たっては、粉じん作業中にファンが有効に作動することが必要であるため、予備電池の用意や休憩室での充電設備の備え付け等を行うこと。

- ① 動力を用いて鉱物等を掘削する場所における作業
- ② 動力を用いて鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業
- ③ コンクリート等を吹き付ける場所における作業

なお、事業者は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第88条に基づく「ずい道等の建設等の仕事」に係る計画の届出を厚生労働大臣又は労働基準監督署長に提出する場合には、ずい道等ガイドライン内記載の「粉じん対策に係る計画」を添付すること。

イ 坑内労働については、労働基準法第36条第1項ただし書の規定による労働時間の延長（時間外労働）が、2時間を超えてはならないと規定されているため、適正な労働時間把握により、違法な時間外労働を防止すること。（下記（3）に留意のこと。）

(2) 元方事業者の講ずべき措置の実施の徹底等

元方事業者は、ずい道等ガイドラインに基づき、粉じん対策に係る計画の調整、教育に対する指導及び援助、清掃作業日の統一、関係請負人に対する技術上の指導等を行うこと。

(3) 粉じんばく露時間の短縮

じん肺発生のリスクをより低減させるために、恒常的な時間外労働（例：1日所定労働時間8時間＋時間外労働2時間＝10時間）を予定した工事計画、作業計画を排除すること。

4 その他の粉じん作業又は業種に係る粉じん障害防止対策

事業者は、その他の粉じん作業又は業種についても、作業環境測定の結果、新規有所見者の発生数、職場巡視の結果等を踏まえ、上記の措置に準じて、粉じん障害防止対策を推進すること。

5 離職後の健康管理

事業者は、粉じん作業に従事し、じん肺管理区分が管理2又は管理3の離職予定者に対し、「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック」（平成29年3月）（以下「ガイドブック」という。）を配付するとともに、ガイドブック等を活用し、離職予定者に健康管理手帳の交付申請の方法等について周知すること。

その際、特に、じん肺合併症予防の観点から、積極的な禁煙の働きかけを行うこと。

なお、定期的な健康管理の中で禁煙指導に役立てるため、粉じん作業に係る健康管

理手帳の様式に、喫煙歴の記入欄があることに留意すること。

また、事業者は、粉じん作業に従事させたことがある労働者が、離職により事業者の管理から離れるに当たり、雇用期間内に受けた最終のじん肺健康診断結果証明書の写し等、離職後の健康管理に必要な書類をとりまとめ、求めに応じて労働者に提供すること。